

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会団体制度 個人情報漏えい保険改定のご案内

平素より東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2022 年 4 月 1 日始期契約より、（公社）全国シルバー人材センター事業協会団体制度の個人情報漏えい保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

1. 商品名の変更

これまでの「個人情報漏えい保険」から「情報漏えい保険(※)」に商品名が変更となります。

これは改定により、個人情報に加え、法人情報、その他公表されていない情報（クレジットカード番号・口座番号等）の漏えい事故が「基本補償」で対象となったことによります。

なお現在の（公社）全国シルバー人材センター事業協会の個人情報漏えい保険では、法人情報、その他公表されていない情報の漏えい事故は、「特約付帯」により補償対象となっています。

※サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の愛称です。

2. 基本補償の拡大

費用に関する補償

① 補償対象となる費用の拡大

情報漏えい保険では、個人情報漏えい保険では補償されなかった、サイバー攻撃を受けた際に、サイバー攻撃の有無を確認するための費用や、事故が発生した際の再発防止費用等を補償します。

② 事故対応期間の延長

個人情報漏えい保険では、事故の発見から 180 日以内に生じた個人情報漏えい対応費用・法人情報漏えい対応費用のみ補償していましたが、情報漏えい保険では、事故の発見から 1 年以内に生じた情報漏えい・セキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）を補償します。

3. 補償の縮小

次の事由に起因する損害は補償対象外となります。

- ① 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除く）。
- ② 特許権または商標権等の知的財産権に侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者のサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害については、補償対象です。
- ③ 被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用。

4. 損害の範囲の明確化

情報漏えい保険では、損害防止軽減費用および緊急措置費用は補償対象外であることを明確化しています。

5. 付帯サービスの拡充

情報漏えい保険をご契約の皆様には、「緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。

付帯サービスの詳細は、情報漏えい保険のパンフレットをご参照ください。

緊急時ホットラインサービスとは…？

サイバーリスクに関するトラブルのご連絡・ご相談いただける専用窓口にて、初期アドバイスやリモートサポート等を行うほか、サイバー攻撃や情報漏えい等の重大なトラブルに対して、専門事業者の紹介を行うサービスです。

6. 保険料について

商品改定による年間加入保険料の変更はございません。

なお中途加入保険料は、加入タイプ、補償開始時期によって、個人情報漏えい保険より 10 円の増額、または 10 円の減額があります。

このご案内は、情報漏えい保険の 2022 年 1 月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内差し上げるその他の資料やご案内書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、パンフレット記載の代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款をご覧ください。

東京海上日動火災保険株式会社

To Be a Good Company

21-T04813 2022 年 1 月